

# 彦根市議会における災害発生時の行動マニュアル

平成 31 年 3 月 1 日 制定

令和 2 年 2 月 18 日 改正

令和 3 年 7 月 1 日 改正

## 1 はじめに

本マニュアルは、大規模地震、風水害、大雪等の災害発生時における行動マニュアルである。

彦根市議会議員は、彦根市議会における災害発生時の対応要領に基づき、彦根市議会災害対策支援本部(以下「支援本部」)が設置された場合には、本マニュアルに従い対応するものとする。

## 2 大規模地震発生時

### (1) 参集基準

震度等	参集する者	参集場所
震度 5 強以上の地震発生	本部長(議長)、副本部長(副議長)、本部役員(会派代表者)	彦根市議会
本部長から指示があったとき	全ての参集可能な本部員(議員)	彦根市議会

なお、参集場所について、彦根市議会への参集ができない状況である場合等は、オンライン会議システム等を利用することとする。

### (2) 参集および活動時の留意事項

#### ア 服装

市議会防災服等、防災活動に支障のない安全な服装とする。

#### イ 携帯品

ヘルメット、手袋、携帯電話および充電器、懐中電灯、筆記用具等、必要な用具をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

#### ウ 交通手段

原則として、緊急車両優先のため、徒歩、自転車、バイク等を利用する。

#### エ 緊急措置

火災、人身事故等、緊急事態に遭遇したときは、人命救助等を優先し、適切な措置を講じる。

## 3 風水害、大雪等発生時

### (1) 参集基準

状況等	参集する者	参集場所
彦根市災害対策本部が設置されたとき	本部長(議長)、副本部長(副議長)	彦根市議会
本部長から指示があったとき	本部長の指示により、本部役員(会派代表者)または全ての参集可能な本部員(議員)	彦根市議会

なお、参集場所について、彦根市議会への参集ができない状況である場合等は、オンライン会議システム等を利用することとする。

## (2) 参集および活動時の留意事項

### ア 服装

市議会防災服等、防災活動に支障のない安全な服装とし、必要に応じて雨具を着用する。

### イ 携帯品

ヘルメット、手袋、携帯電話および充電器、懐中電灯、筆記用具等、必要な用具をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

### ウ 交通手段

自身と周囲の安全に配慮しながら、自動車等を利用する。

### エ 緊急措置

火災、人身事故等、緊急事態に遭遇したときは、人命救助等を優先し、適切な措置を講じる。

## 4 その他

### (1) 議長が不在の場合の支援本部長の職務代理

議長が事故等により不在となった場合、本部長の職務は、彦根市議会における災害発生時の対応要領に基づき、副本部長である副議長が代理する。また、議長および副議長が事故等により不在となった場合、議員名簿の会派別構成に記載の会派順により、その代表者が本部長の職務を代理する。

### (2) 連絡方法の優先順位

#### ア サイボウズ

#### イ 議員個人の電子メール

#### ウ 電話

### (3) 支援本部設置を想定した訓練について

毎年開催されている市の防災訓練の会場において、支援本部としても同等の災害が起きた想定で、支援本部の設置および連絡体制確立の訓練を行うこととする。